

議第58号

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成20年 5月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を改正する条例

京都市道路附属物駐車場の自転車等の駐車料金に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 京都市小野駅自転車等駐車場の項の次に次の2項を加える。

京都市 J R 西大路・向日町間 新駅東自転車等駐車場	京都市南区久世上久世町110番地の3
京都市 J R 西大路・向日町間 新駅西自転車等駐車場	京都市南区久世高田町126番地

別表第2 原動機付自転車の項中「京都市小野駅自転車等駐車場」の右に「京都市 J R 西大路・向日町間新駅東自転車等駐車場, 京都市 J R 西大路・向日町間新駅西自転車等駐車場」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 定期駐車券の発行その他京都市 J R 西大路・向日町間新駅東自転車等駐

車場及び京都市 J R 西大路・向日町間新駅西自転車等駐車場の駐車料金を徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都市 J R 西大路・向日町間新駅東自転車等駐車場及び京都市 J R 西大路・向日町間新駅西自転車等駐車場の駐車料金に関し必要な事項を定める必要があるので提案する。